

平成18年12月5日

大阪外国語大学
学長 是永 駿 殿

大阪外国語大学
労働者過半数代表 佐々木 猛

「国立大学法人大阪外国語大学職員給与規定」および「外国人招へい教員に関する規定」等の一部改訂にかかる意見書

・企画課について

1. 事務組織の改編の場合はまず「大阪外国語大学事務組織規定」を改訂する必要がある。この手続きをともなわない重大な事務組織の変更は認められない。

(参考) 「大阪外国語大学事務組織規定」

第1条 この規定は、大阪外国語大学学則第10条の規定に基づいて、大阪外国語大学（以下「大学」という。）に置く事務局及び大阪外国語大学附属図書館規則第6条の規定に基づいて、大阪外国語大学附属図書館に置く事務室の事務を能率的に遂行するために必要な組織及びその所掌事務の明確な範囲を定めることを目的とする。

2. 目下、事務員教員とともに多くの欠員があるにもかかわらず「企画課長」職を置くことは本学の財政状況に鑑みて適切であるとはいえない。

・外国人招へい教員旅費規程について

1. 外国人招へい教員が契約の2年に満たない場合でも、特殊な事由を考慮することは必要であろうと考える。